



■ 「ケアプランデータ連携システム」運用開始



「ケアプランデータ連携システム」
ヘルプデスクサポートサイト

<https://www.careplan-renkei-support.jp/>

4 月 20 日より、国保中央会の「ケアプランデータ連携システム」が稼働しました。利用するには国保連への申請が必要です。

申請等の手続きやシステムプログラムダウンロードについてはサポートページ「ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト」をご覧ください。また、介五郎での連携データ作成手順については、下記マニュアルをご確認下さい。

(参考) 「介五郎 (Ver10.11) マニュアル」

https://www.info-tec.app/update/manual/230323_manual_10_11_0.pdf

■ 介護施設・事業所における業務継続計画 (BCP) 作成について

令和 3 年度介護報酬改定において、介護事業者における BCP(介護施設・事業所における業務継続計画)の策定が義務づけられました。これにより、すべての介護事業者は来年、**令和 6 年 4 月 1 日までに** BCP を策定しなければなりません。厚労省ホームページにて BCP 作成支援に関するガイドラインおよび研修動画が公開されています。参考までにご覧ください。なお、**令和 5 年 6 月 16 日頃に介護保険関連著作多数の小濱道博先生を迎えて BCP 作成に関するセミナー開催**を予定しています。ユーザー様には 5 月中旬ごろに FAX 等でご案内いたします。

(参考)「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

▼ BCP とは・・・

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画(Business Continuity Plan、BCP)と呼ぶ。

内閣府「事業継続ガイドライン—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応—平成 25 年 8 月改定」より

(例) BCP 作成のポイント (感染症編)

- ① 施設・事業所内を含めた関係者との情報共有と役割分担、判断ができる体制の構築
- ② 感染(疑い)者が発生した場合の対応
- ③ 職員確保
- ④ 業務の優先順位の整理
- ⑤ 計画を実行できるよう普段からの周知・研修、訓練

■ 「認知症介護基礎研修」猶予期間はあと 1 年

令和 3 年度介護報酬改定にて、介護に携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者について、認知症介護基礎研修の受講が義務化されました。3 年間の猶予期間を経て、令和 6 年度から完全適用となります。受講義務化の対象となるのは、無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く全てのサービスです。**無資格の介護職員は令和 6 年 4 月までに**研修受講が必須となるのでご注意ください。

※ 免除されるケース 下記のケースの場合は、認知症介護基礎研修受講を免除されます。

- ・認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修などを修了済みの人
- ・福祉系高校で認知症に関わる科目を受講している人

- ・養成施設で認知症に関わる科目を受講している人
- ・人員配の置基準上、従業員数に算定される従業者ではない人や、介護に直接携わる可能性がない人

(参考) 介護保険最新情報 Vol.952「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.3) (令和 3 年 3 月 26 日)」の送付について (問 3～問 10) <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000760502.pdf>



保守グループ 中田 景一

最近暖かくなってきましたね。先日友人とツーリングに行ってきました。兵庫県にある通称「天空の城」竹田城を見ましたが、播磨の山並みにそびえたつ姿は壮観でした。一度で良いので雲海に浮かぶ城の姿を見てみたいものです。